

議案第 6 号

利根町総合振興計画条例の一部を改正する条例

利根町総合振興計画条例（平成 30 年利根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と一体的な計画として、総合振興計画を策定するものとする。

第 5 条の見出しを「（総合振興計画審議会への諮問）」に改め、同条中「し、又は廃止」を削り、「利根町振興計画審議会条例（昭和 50 年利根町条例第 19 号）第 1 条に規定する利根町振興計画審議会」を「利根町総合振興計画審議会」に改める。

第 8 条を第 14 条とする。

第 7 条中「し、又は廃止」を削り、同条を第 13 条とする。

第 6 条中「し、又は廃止」を削り、同条を第 12 条とし、第 5 条の次に次の 6 条を加える。

（総合振興計画審議会）

第 6 条 町長の諮問に応じ必要な調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定により利根町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 7 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 知識経験者 8 人以内

(2) 各種団体等 4人以内

(3) 町民 4人以内

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 2 年利根町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「振興計画審議会」を「総合振興計画審議会」に改める。

(利根町振興計画審議会条例の廃止)

- 4 利根町振興計画審議会条例(昭和 5 0 年利根町条例第 1 9 号)を廃止する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

総合振興計画と総合戦略は、町の将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するという方向性が一致していることから、総合振興計画後期基本計画を一体的な計画として策定し、また、利根町総合振興計画条例と利根町振興計画審議会条例が一体となった条例としたいので提案する。